合併につき株券等提出公告

当社は、ＡＴ＆Ｔジャパン株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年二月二十七日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号虎ノ門ツインビルディング

エイ・ティ・アンド・ティ・コミュニケーションズ・サービス・ジャパン株式会社

代表取締役　トーマス・エイチ・シナマン

合併につき株券等提出公告

当社は、京セラ丸善システムインテグレーション株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年二月二十七日

東京都港区三田三丁目一一番三六号三田日東ダイビル二階

株式会社システム・ランド

代表取締役　辻上　友祥

株式交換につき株券等提出公告

当社は、オリックス・ファシリティーズ株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年三月二十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年二月二十七日

東京都千代田区内神田一丁目一二番一一号

株式会社アペックス和光

代表取締役社長　寺林　進

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社毎日新聞社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年二月二十七日

東京都江東区越中島二丁目一番三〇号

東日印刷株式会社

代表取締役　取違　孝昭

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社サンライズホールディングス（本店　大阪府堺市中区堀上町一〇七七番地）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年三月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年二月二十七日

大阪府堺市中区堀上町一〇七七番地

株式会社曙殖産

代表取締役　山本　雅之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である粟国正樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　Ａｚａｌｅａ２Ｐｔｅ．Ｌｔｄ．

日本における代表者　粟国　正樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である粟国正樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　Ｔｓｕｔｓｕｊｉ２Ｐｔｅ．Ｌｔｄ．

日本における代表者　粟国　正樹

限定承認公告

本籍千葉県山武郡横芝光町宮川五六三四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　越川　和

右被相続人は平成二十四年十月四日死亡し、その相続人は平成二十五年二月十八日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十七日

千葉県東金市田間六一八番地二ダイアパレス東金第二　二〇一

相続財産管理人　越川　幸雄

限定承認公告

本籍大阪府泉南郡岬町淡輪八八六番地の三、最後の住所大阪府泉南郡岬町淡輪一二六八番地の一

被相続人　亡　竹原　家太

右被相続人は平成二十四年十月二十二日死亡し、その相続人は平成二十五年二月十四日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十七日

大阪府泉南郡岬町淡輪一二六八番地の一

相続財産管理人　竹原　良子

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年三月三十日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還につきましては、順次遅滞なく返還して参ります。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年二月二十七日

東京都中央区日本橋室町四丁目四番一〇号

グローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッド

日本における代表者　飯田　俊彦

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年二月二十七日

東京都渋谷区神宮前一丁目一五番一五号

株式会社クオリケーション

代表取締役　疋田　賢司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百十三億円減少し、一千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月十八日

掲載頁　五十二頁（号外第一〇九号）

平成二十五年二月二十七日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

日本橋本町特定目的会社

取締役　堀川　朋善

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年十一月二十二日付け官報の号外第二五三号一二二頁に掲載されています。

平成二十五年二月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

イスタンブールアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を四億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年十月二十九日付け官報の号外第二三四号八十八頁に掲載されています。

平成二十五年二月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

フランクフルトアセット特定目的会社

取締役　長縄　順一